

長崎県製造業賃上げ対応型投資促進補助金（物価高騰克服タイプ）

県内製造業者様の物価高騰への対応を支援します！

事業の内容

事業概要

※詳細は申請要領をご確認ください。

物価高騰の影響を受けている県内製造業者による生産性向上のための研究開発・設備投資などを支援し、企業の売上げが賃上げにつながる好循環の創出を目指します。

補助率・補助上限

補助率：**2/3以内** 上限：**100万円**（下限30万円）

申請期間

令和7年3月6日（木）～7月31日（木）

※予算額に達した場合は、申請受付を早期終了することがあります。

補助対象者

県内に主たる事業所を有する

中小製造業者

（注）これまでに以下の補助金の交付を受けたことがある事業者は対象外となります。

- ・長崎県製造業物価高騰対策支援事業費補助金（生産性向上タイプを除く）

対象経費

- ①研究開発費（試作・検査、開発人件費等）
- ②設備投資費（機械・治工具・ソフトウェア等）
- ③生産効率化経費（生産ライン改修、人材研修等）
- ④営業経費（県外営業活動費、展示会出展費等）

※④は、①～③と併せて実施する場合のみ

認定要件

- ・事業場内最低賃金が長崎県の最低賃金※1(953円)を50円以上上回る水準であること。
- ・最低賃金引上計画※2の提出
- ・「パートナーシップ構築宣言」又は「Nぴか」認証取得（予定含む）

※1 令和7年1月12日適用

※2 事業場内最低賃金を引き上げる計画

問い合わせ先

産業労働部 企業振興課 基幹産業支援班・成長産業育成班
電 話：095－895－2634・2635
E-mail：kikan@pref.nagasaki.lg.jp